

外為令の該非判定用パラメータシート
外為令別表の8の項(2)(省令第20条第2項)
[非該当電子計算機等に係る技術]

提供技術名 : _____
メーカー名 : _____
型及び等級 : _____

パラメータシート
(コンピュータ・技術)
様式: 該役コー8(2)

(1/2)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質 問 事 項	区 分		回 答		備 考
	技	ブ			
電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術(外為令別表の8の項(1)、4の項に該当するものを除く。)であって、					
一 加重最高性能が24実効テラ演算超～70実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？	○		☐ いいえ ← 二へ	☐ は い ↓ ☐ 設計 ☐ 製造	「別表2の付表2の技術」(下記[※]参照)
二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が24実効テラ演算超～70実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？	○		☐ いいえ	☐ は い ☐ 設計 ☐ 製造	「別表2の付表2の技術」(下記[※]参照)
三 加重最高性能が24実効テラ演算超～70実効テラ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか？	○		☐ いいえ	☐ は い ☐ 設計 ☐ 製造	「別表2の付表2の技術」(下記[※]参照)
又は そのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？	○		☐ いいえ ← 四へ	☐ は い ↓ ☐ 設計 ☐ 製造	「別表2の付表2の技術」(下記[※]参照)
四 上記第三号のプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？	○		☐ いいえ	☐ は い	

[※]「別表2の付表2の技術」とは、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の別表2の付表2に掲げられた技術をいう。

外為令の該非判定用パラメータシート
外為令別表の8の項(2)(省令第20条第2項)
[非該当電子計算機等に係る技術]

パラメータシート
(コンピュータ・技術)
様式: 該役コー8(2)

(2/2)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質 問 事 項	区分 (注1)		回 答		備 考
	技	プ			
五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が24実効テラ演算超～70実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか？ 又は そのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？	○		☐ いいえ	☐ は い ☐ 設計 ☐ 製造	「別表2の付表2の技術」(下記[※]参照)
	○		☐ いいえ	☐ は い ☐ 設計 ☐ 製造 ☐ 使用	「別表2の付表2の技術」(下記[※]参照)
《六号、七号関連》 侵入プログラムに係る技術か？	○	○	☐ いいえ ←(判定)欄へ	☒ は い ↓	
情報システムのセキュリティの維持を目的とするものであって、サイバー攻撃に関する情報の収集、調査、解析、対策、防御又は予防のためのものか？	○	○	☐ は い ←(判定)欄へ	☒ いいえ ↓	役務通達より
* 「様式: 該役コー8(2)(別紙)」を用いて判定を行い、その判定欄の内容を右の回答欄へ転記すること。	○	○	☐ いいえ	☐ は い	
(判定)以上の結果、省令第20条第2項に該当するか？			☐ 非該当	☐ 該 当	

[※]「別表2の付表2の技術」とは、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の別表2の付表2に掲げられた技術をいう。

(注1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く。), 「プ」はプログラムを指し、技術のみの判定の場合は「技」のみを、プログラムのみの判定の場合は「プ」のみをチェックする。

判定 回答欄において回答が全て左欄にチェックされた場合は当該技術(プログラムを含む)が非該当であり、
☐ 枠で囲まれたものを除き、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される

検討の結果、以上相違ありません。	作成責任者： (作成年月日	年	月	日)	
	会 社 名				
	所 属 ・ 役 職				
	(フリガナ)				
	氏 名				印
	電 話				